

日進市週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、発注者指定型の週休2日工事を実施する。発注時は「完全週休2日（土日）」を指定することとし、受注者は本取組の趣旨を踏まえ、休日の「量」の確保だけでなく「質」の向上を目指すものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

土 木 工 事：愛知県積算基準及び歩掛表【土木編】を適用する工事

現 場 閉 所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

工事完成日：完成通知書提出日

(対象工事等)

第3条 日進市の発注する工事で、契約日が令和8年4月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、公共建築工事、土木工事電気通信及び機械設備積算基準を適用する工事は除く。また、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) 設計金額が1,000万円未満の工事

(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(参考1)及び(参考2)によることとする。

- (1) 完全週休2日（土日）(参考1)

完全週休2日（土日）とは、対象期間（第5条）内において「土曜日」及び「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日（参考2）

月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

（対象期間）

第5条 対象期間は契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- （1）準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- （2）後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）
- （3）夏季休暇（3日間）
- （4）年末年始休暇（6日間）
- （5）工場製作のみの期間
- （6）工事全体を一時中止している期間
- （7）発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。

- （1）発注者は当初設計にて、補正係数表の「完全週休2日（土日）」の補正係数を適用する。
- （2）「完全週休2日（土日）」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- （3）現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

現場閉所状況の 適用区分	完全週休2日 （土日）※	月単位の週休2日 （4週8休以上）	月単位の週休2日 未滿（補正なし）
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00

※当初設計時適用補正係数

- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙 1 による
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙 2 による
- (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙 3 による

(取組内容)

第 7 条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
 - ・本要領の対象工事であるか否か
 - ・週休 2 日を実施しない工事の場合はその理由
 - ・対象工事の場合で、第 5 条（7）に該当する週休 2 日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休 2 日)」を追記する。
- (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出する。
- (4) 対象工事の受注者は、毎月 5 日までに工事打合簿により実施結果（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (5) 受注者は完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (6) 発注者が週休 2 日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 対象工事の受注者は、通期の週休 2 日及び月単位の週休 2 日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第 8 条 完全週休 2 日が達成された場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。

- 2 提出された工程表や施工計画書が週休 2 日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2 点減点する。

(取組の証明)

第 9 条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、発注者は、工事目的物の引き渡し後に通知する工事検査結果通知書の検査結果欄に「週休 2 日制工事取組証、週休 2 日制工事に取り組み、取得率 28.5%以上を達成、本工事の工

種：（工種を記載）」の旨を記載し、取組を証明するものとする。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

(参考 1) 完全週休 2 日 (土日)

(□：工事実施日)							完全週休 2 日実施有無			
月	火	水	木	金	土	日	土日の日数	土日の 閉所日数 ※1	完全週休 2 日 実施有無	備 考
		対象期間 開始日 □	□	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	振替閉所	□	□	□	閉所	2	2	○	地元条件による同一週の振替閉所は認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	1	1	○	この週の対象期間に日曜日しかないため、日曜日（1 日）以上を閉所した場合は完全週休 2 日の達成とみなす。
発注者が非対象とする作業を実施する期間										
□	祝日 □	□	夏季休暇（3 日間）			閉所	1	1	○	この週の対象期間に土曜日しかないため、土曜日（1 日）以上を閉所した場合は完全週休 2 日の達成とみなす。 （祝日の閉所を求めない）
□	□	□	□	□	閉所	□	2	1	×	地元条件による振替閉所であるが、振替が同一週でないことから未達成となる。
振替閉所	□	□	祝日 □	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	□	閉所 （雨天）	□	閉所	2	2	○	天候等の受注者の責によらない場合、振替閉所を認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	2	1	×	土曜日に工事を実施（振替閉所なし）したため未達成となる。
□	□	□	□	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間			0	0	○	この週には土曜日、日曜日がないため、達成となる。
現場閉所率									8	完全週休 2 日取得率 ＝（完全週休 2 日の達成週/対象期間中の全週回数） ＝8/10＝80%＜100%
完全週休 2 日取得率＝100%未満 ⇒完全週休2日 <u>未達成</u>										

※1 振替閉所日含む

(参考2) 月単位の週休2日工事

- ・対象期間の開始日に関わらず暦上の月を1月とし、すべての月ごとにおいて現場閉所率 28.5%以上取得した場合、達成とする。
ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。(※1)

月	火	水	木	金	土	日
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日	●月10日	●月11日	●月12日	●月13日	●月14日	●月15日
施工 開始日					閉所	閉所
●月16日	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日	●月22日
	夏季休暇				閉所	閉所
●月23日	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日	●月29日
					閉所	閉所
●月30日	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	○月6日
					閉所	閉所
○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日	○月13日
					閉所	閉所
○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日	○月20日
			祝日		閉所	閉所
○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日	○月27日
					閉所	閉所
○月28日	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日	△月3日	△月4日
				施工 完了日	閉所	閉所

⇒評価対象外

1月目(●月9日～●月30日)
→現場閉所日6日/対象期間19日 = 31.5% ≥ 28.5%

4週8休(28.5%以上) → **達成**

非対象期間としてカウント

2月目(○月1日～○月30日)
→現場閉所日8日/対象期間30日 = 26.6% ≤ 28.5%

対象期間内の土曜日・日曜日は8日＝現場閉所日8日 → **達成**

※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

3月目(△月1日～△月2日)
→現場閉所日0日/対象期間2日 = 0% ≤ 28.5%

対象期間内の土曜日・日曜日は0日＝現場閉所日0日 → **達成**

※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休2日＝達成
(すべての月で達成しているため)

週休 2 日工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)	月単位	完全週休 2 日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

週休 2 日工事における土木工事標準単価の補正係数の設定

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)	月単位	完全週休 2 日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜撤去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノーコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

下水道用設計標準歩掛における市場単価（※）

名称	規格・仕様	補正係数			
		現場閉所		交代制	
		月単位	週単位	月単位	週単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付管工	1.01	1.01	1.01	1.01

※表内の「週単位」を「完全週休2日（土日）」と読み替えてください。